

令和6年2月28日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
與那覇沙姫 印

一般質問通告書

第532回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

質問要旨	答弁を求める者
<p>1 令和5年11月時点の隠れ待機児童数含む、待機児童数は0歳児104名・1歳児90名・2歳児11名・3歳児24名・5歳児2名。計239名である。障がい児の待機児童に関しては、令和3年2名・令和4年6名・令和5年2名・令和6年13名となっている。長期に渡る保育士不足と待機児童の課題は、特に女性が安心して日常生活を送ることを困難にしている。それだけでなく、子どもが集団での学び・経験を得ることや、家族以外の人に大事にされる経験など、豊かな環境を奪っていることにもなる。</p> <p>児童福祉法第24条1項「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所（認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。）において保育しなければならない。」という保育実施義務が読谷村にあるとはっきりしている。</p> <p>子育て支援政策は村の方針の最重要政策であるにも関わらず、待機児童の解決が全く見えずにいる。このままでは本村で子育てできないと村を離れる。又は読谷村へ移住はしない。ということになりかねない。保育士不足・待機児童問題解決に財源の使い道をシフトチェンジできるのか。また、4月から早急に行える子育て支援について考えがあるのかを問う</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>(1) 村立保育所とは、村の保育を担っていくことと、長期で安定雇用されることで培われる子どもや保護者への丁寧な関わりや質の高い保育を追求し、保育のスキルを継承していくことにつながる役割や一時預かり保育・障がい児や医療的ケア児の受け入れ、緊急事態の時に公の役割として先頭に立つという重要な役割を果たす場所となる。</p> <p>このように、村立保育所は経営状況など関係なく、税金で運営されることから重大な保育を担える場所であることがわかる。本来はそこに働く職員、特に正規職員こそ、社会的な子育て事情を把握し、行政に直接意見をし、共に責任を持って保育していくことを求めている存在にも関わらず正規職員を増やさず、保育所を縮小していく理由は。</p> <p>(2) 村立保育所の建替え建設は国の制度を活用し財源を確保することは可能か</p> <p>(3) 令和3年12月24日に通知されている総務省自治行政局公務員部の事務連絡の「地方公務員の職員採用方法の多様化について」では、中途採用試験や年齢撤廃、受験者を増加させるための工夫、人物重視の採用、複数自治体による共同採用試験の実施など効果があったことが明記されているが、本村が取り組まない理由は。</p> <p>(4) 長期に渡る保育士不足と待機児童の課題は、特に女性が普通の日常生活を送ることを困難にしている原因となる。認可保育施設に入園できず、待機児童になるということは女性の日常にどんな問題が起きると考えているか。</p> <p>(5) 4月からでもすぐにできる子育て支援策を考えているか。例えば、認可外保育施設の多子軽減制度・保育料の償還払いを無くすことや、障がい児保育の軽減措置を行うなど他にも、保育士資格を取る支援の補助金を活用することや、短時間保育を8時～16時・9時～17時の選択制にするなど様々なことができるかと考えるが、本村の見解は。</p>	

質 問 要 旨	答弁を求める者
<p>2 2018 年から障がい児保育に対応する職員の加配に係る地方交付税措置が 400 億円程度から 880 億円程度に見直され、障がい児一人当たり 150.9 万円が地方交付税として措置されている。また、保育士の配置に関して、概ね障がい児 2 名に対し保育士 1 名の配置を標準としつつ、障がいのある子どもの状況に応じて適切に職員を配置できるよう、2018 年 9 月 11 日厚生労働省子ども家庭局保育課より事務連絡が行われている。障がい児保育の算定措置の状況は</p> <p>(1) 本村は障がい児保育をしている保育士ひとりに月 20 万円の補助をしているが、その財源は地方交付税なのか村単費なのか</p> <p>(2) 2018 年に地方交付税の算定方法の見直しにより、質の高い保育を実施するために国は、障がい児 2 人に対し、加配保育士 1 人と見直されたが、読谷村障害児等保育実施要綱第 4 条で「原則として障害児等 3 名につき保育士 1 名以上配置」と明記されている。要綱の見直しが必要ではないか</p> <p>(3) 読谷村障害児等保育実施要綱には障がい児保育の目的を「保育を受ける場と機会を与え、一般の幼児と共に集団保育をするなかで、障害児等の心身の発達を促進することを目的とする」としているが、第 2 条の対象児童の「集団保育が可能であると判断される就学前障害児童とする」としている。集団保育が可能か不可能かである判断基準とは何か。また、その判断を誰が決めるのか</p> <p>(4) 読谷村障害児等保育実施要綱第 6 条の保育時間について、「保育は通常の保育時間を原則とする。ただし、障がい児等の状況に合わせて保育時間を短縮することができる」とあるが、短縮することができる場合はどんな時なのか。実際、短縮している障がい児がいるのであれば、その理由は何か</p>	
<p>3 那覇市教育委員会は市内の小学校 36 校に対し、ランドセル以外の通園かばんを自由に選択できると周知する方向であるとのこと。ランドセルだけでなく、実質賃金が 2 年連続減少し、物価高騰も続く中、体育着や制服のリユースを進め、のちに制服・私服の選択ができることや、算数セット・習字セットは教育で必要だから購入しているので備品化するなど見直しが必要だと考えるが本村の見解は</p>	